

第2期上富良野町生活排水処理基本計画

計画期間 令和3年度～令和12年度

令和3年3月

北海道上富良野町

目 次

～はじめに～	1
第1 基本計画の位置付け	1
第2 上富良野町総合計画の関係	2
第3 目標年度	2
第4 生活排水の排出状況	3
1 生活排水処理体系	3
2 生活排水の排出状況	4
表1-1 生活排水の処理形態別人口	
表1-2 浄化槽の設置基数	
表1-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量	
3 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	5
4 生活排水の処理主体	5
第5 生活排水処理の基本計画	6
1 生活排水処理の基本的な方向	6
2 生活排水処理の基本方針	6
3 生活排水の処理目標	8
表3-1 生活排水の処理目標	
表3-2 生活排水の人口目標の内訳	
表3-3 生活排水の処理形態別内訳	
4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	9
表4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	9
5 住民に対する広報・啓発活動	10

～はじめに～

上富良野町は北海道中央部・富良野盆地の北部に位置し・東は国立公園大雪山系の十勝岳、西は夕張山脈の山岳地帯に連なり、南は富良野盆地の平坦部が開け、北は上川郡と空知郡の分水嶺となっています。地勢は市街地を馬蹄形に囲む丘陵地帯と南に向けて富良野平原に開かれる平坦地が広がっており、それぞれ畑及びカラマツ植林地、田として利用されています。

上富良野町内を流れる河川はいずれも石狩川水系に属し、石狩川支流の空知川のさらに支流である富良野川が東から南西へ流れています。

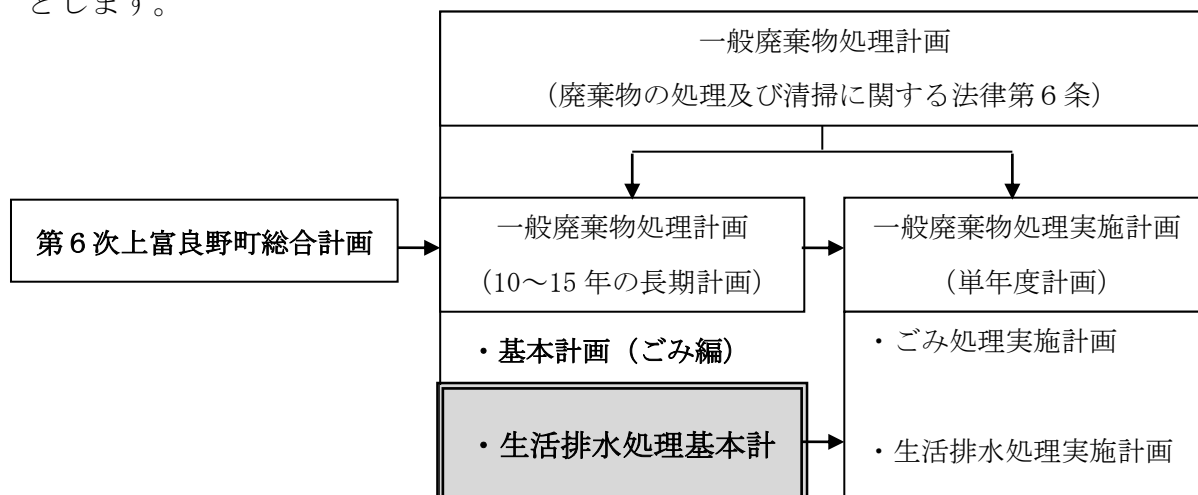
また、富良野川は市街地の北で向きを変えて富良野盆地西縁を南下し、富良野市北東部の学田で空知川に合流しています。

空知川流域には、本町の水源地があるほか、下流では多目的ダム「滝里ダム」もあることから、河川の水質を保全する責任は重大となっており、今後、生活排水の未処理区域においては、地域特性に応じた効率的な生活排水対策を推進し、水環境のより一層の向上を図っていくことが求められています。

第1 基本計画の位置づけ

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理の推進を図るため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水の基本方針を示す「生活排水処理基本計画」として位置づけるものです。

また、本町では、生活排水対策としてこれまで、平成9年3月、平成14年3月に「上富良野町生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道の整備普及や合併処理浄化槽の普及を促進し、併せてし尿や浄化槽汚泥等の適正処理を行い、公衆衛生の向上と水環境の保全に努めてきました。今後も生活排水対策を推進していくものとしします。



第2 上富良野町総合計画との関係

第6次上富良野町総合計画基本構想（H31～H40）では、「暮らし輝き 交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」と、上富良野町の将来像が掲げられています。

生活排水処理に係る事項として前期計画（H31～R5）では、以下に示す課題・基本方針及び施策が策定されています。

現状と課題

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、地方においては過疎化がさらに加速している状況にあります。

汚水処理については、用途地域を主とする計画処理区域の整備はほぼ完了していますが、水洗化率は90%程度で推移している状況にあります。

今後とも衛生的で快適な生活水準の維持や環境保全に向け、下水道事業への町民の理解を深め、施設の適正管理及び水洗化の促進に努めるとともに、下水道事業の区域外における合併処理浄化槽の設置促進に努める必要があります。

目的と方針

町民が衛生的で快適な生活を送れるよう、下水道事業への加入促進及び施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

主な施策

下水道施設の整備・管理と水洗化の促進

○下水道未接続世帯の水洗化を促進するため、生活排水処理の重要性等に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。

合併処理浄化槽の設置促進

○下水道事業の区域外における生活排水処理については、合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。

第3 目標年度

生活排水処理計画の目標年度は、本町の総合計画及び下水道の長期計画等を勘案し、令和12年度とします。

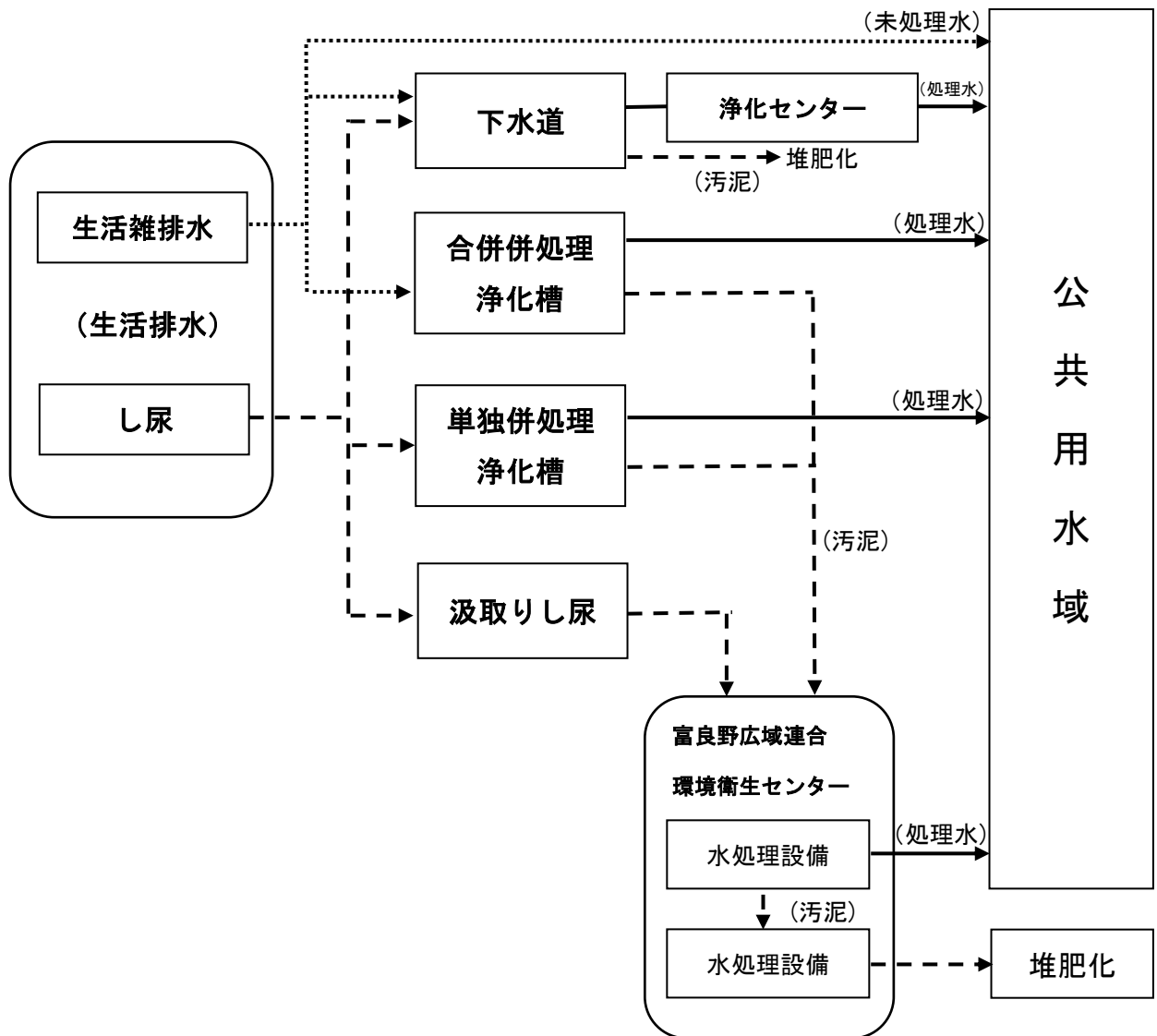
しかし、本計画については、現時点での予測であり、今後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画見直しをするものとします。

第4 生活排水の排出状況

1 生活排水処理体系

本町における生活排水処理体系の概要は、図1のとおりとなっています。

図1 生活排水処理体系



※ 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯機、風呂等からの排水をいう。

※ 「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿などを除いた台所、洗濯機、風呂等からの排水をいう。

2 生活排水の排出状況

(1) 処理形態別人口の推移

本町における生活排水の処理形態別人口・浄化槽の設置基数・し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移は表1-1、表1-2、表1-3のとおりとなっております。

生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽人口、非水洗化人口は減少しており、合併処理浄化槽はの普及促進により増加しています。しかし、公共下水道の接続人口は人口減少により減少傾向にあります。令和元年度の生活排水処理人口は8,995人で、生活排水処理率は85.5%となっております。

表1-1 生活排水の処理形態別人口

(単位:人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1. 行政区域内人口	11,728	11,586	11,333	11,161	11,022	10,956	10,851	10,639	10,518
2. 水洗化・ 生活雑排水処理人口	8,789	8,843	8,959	9,072	9,111	9,138	9,148	9,029	8,995
公共下水道	7,997	8,016	8,071	8,165	8,182	8,143	8,116	7,966	7,889
合併処理浄化槽	792	827	888	907	929	995	1,032	1,063	1,106
3 水洗化・ 生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	243	239	233	232	226	226	215	198	192
4. 非水洗化人口 (汲み取り)	2,696	2,774	2,141	1,857	1,685	1,592	1,488	1,412	1,331

表1-2 浄化槽の設置基数

(単位:基)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
合併処理浄化槽	215	229	245	252	259	271	281	292	306
単独処理浄化槽	99	86	75	73	73	72	69	64	63

表1-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量

(単位:k1)

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
し 尿	1,716	1,601	1,634	1,514	1,266	1,244	1,236	1,243	1,067
浄化槽汚泥	866	976	1,010	1,041	943	965	967	896	1,018
合 計	2,582	2,577	2,644	2,555	2,209	2,209	2,203	2,139	2,085

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

(1) 収集・運搬の現況

し尿及び浄化槽汚泥は、上富良野町全域を収集運搬区域として許可業者がバキューム車により収集運搬しています。

(2) 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥は、富良野広域連合環境衛生センターにおいて、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の1市2町1村と共同で処理しており、衛生的且つ効率的な処理に努めています。

(3) 最終処分の現況

し尿等の処理に係る最終汚水は、排水放流基準を遵守し、地域環境の保全に注意を払いながら富良野川に放流しています。

また、臭気を含めた環境保全対策についても万全の対策をし、安全且つ確実な処理に努めているほか、最終排出物である脱水ケーキ等は、生ごみやバーク等と混合して堆肥化し、全量を農地還元しています。

4 生活排水の処理主体

上富良野町における生活排水の処理主体は、表2のとおりです。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1 公共下水道	し尿及び生活雑排水	上富良野町
2 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
3 単独処理浄化槽	し尿	設置者
3 し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	富良野広域連合環境衛生センター

第5 生活排水処理の基本計画

1 生活排水処理の基本的な方向

本町では、令和元年度末において、地域内人口の12.7%が生活雑排水を未処理のまま道路側溝や排水路を通じて、河川等に排出しているのが現状であります。近年の生活様式の変化に伴う生活排水の量的・質的变化により、生活排水が水環境に与える影響は大きさを増しており、その対策は緊急性を増しています。また、本町は石狩川水系石狩川支流の1級河川、空知川の上流域に位置し、下流には多目的ダムである「滝里ダム」があることから、生活排水処理による水質保全対策の必要性が極めて高いといえます。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、昔ながらの澄んだ川となるよう水質の改善を図ることとします。

また、生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を整備していくこととします。

2 生活排水処理の基本方針

本町における生活排水処理の適正化により一層の推進を図るため、次のように生活排水処理の基本方針を定めることとします。

(1) 水洗化の推進

公共下水道処理区域内においては、未接続となっている家庭等に対して、公共下水道への接続を働きかけ、水洗化の促進を図ることとします。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進（浄化槽設置事業）

公共下水道処理区域外においては、地域的・経済的制約があることから、効果的な手段である合併処理浄化槽（個別処理）の設置について、公共下水道区域以外の地域を対象に、快適な暮らしと自然環境を守るため、「合併浄化槽」を設置または「単独浄化槽」から変更及び廃止する住民の家屋に、助成策を講じて生活排水処理の促進を図っていきます。

(3) 単独処理浄化槽から公共下水道への接続又は合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、公共下水道への接続又は合併処理浄化槽への理解と転換を働きかけていきます。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理

浄化槽清掃・収集運搬業者に対しては適切な指導を行うとともに、富良野広域
連合環境衛生センターでの処理の適正化に努めます。

(5) 広報・啓発活動

広報紙や町ホームページ等によって、生活排水処理の必要性や利用促進及び浄
化槽の維持管理への理解について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

3 生活排水の処理目標

(1) 処理の目標

生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を同時処理することが基本であり、本町の生活排水処理基本方針に掲げた基本方針を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとします。

表 3 - 1 生活排水の処理目標（生活排水処理率）

区 分	実 績 令和元年度	目標年度 令和 12 年度
生活排水処理率	85.5%	93.4%

表 3 - 2 生活排水の人口目標の内訳

区 分	実 績 令和元年度	目標年度 令和 12 年度
1 行政区域内人口	10,518 人	9,149 人
2 生活排水処理人口	8,995 人	8,541 人

表 3 - 3 生活排水の処理形態別内訳

区 分	実 績 令和元年度実績	目標年度 令和 12 年度
1 行政区域内人口	10,518 人	9,149 人
2 水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率)	8,995 人	8,541 人
(1) 公共下水道	7,889 人	7,319 人
(2) 合併処理浄化槽	1,106 人	1,222 人
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	192 人	162 人
4 非水洗化人口 (汲み取り)	1,331 人	446 人
5 計画処理区域外人口	0 人	0 人

※ 人口推計は、かみふらの人口ビジョンⅡ

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測値は下表に示します。

表4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

区 分	実 績 令和元年度	目標年度 令和12年度
汲取りし尿	1,067 k1	327 k1
単独・合併処理浄化槽汚泥	1,018 k1	1,042 k1
合 計	2,085 k1	1,369 k1

※計画排出量原単位は、過去3年間の実績平均値を使用(し尿2.010/人・日、合併処理浄化槽2.070/人・日)

(2) 収集・運搬

① 計画収集区域

計画収集区域は、上富良野町の行政区域全域とします。

② 収集運搬の方法

収集対象はし尿及び浄化槽汚泥とし、収集・運搬業務については、本町が許可している収集運搬業許可業者が収集します。

(3) 中間処理

① 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、計画処理量に対応した中間処理施設において、適正な処理を行なうものとします。

② 中間処理の方法及び量

ア 中間処理対象

計画収集区域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥

イ 処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、富良野広域連合環境衛生センターで処理を行ないます。

ウ 中間処理量

計画収集区域から収集されるし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

(4) 最終処分

施設の適正な運転管理により、万全な環境保全対策に努め、安全且つ確実に処理します。

最終排出物である脱水ケーキ等については、生ごみやバーク等と混合して堆肥化し、全量を農地還元することで循環リサイクルを維持していきます。

5 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施していくものとします。

浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査実施について広報等を通じてその徹底に努めるものとします。

また、単独処理浄化槽については、生活排水処理の観点から合併処理浄化槽への転換推進をしていくものとします。